

# 新居浜市新型コロナウイルス対策 営業時間短縮等協力金（第二弾） 申請要領

愛媛県からの営業時間短縮要請に協力した飲食店等に  
協力金を給付します。

**【要請期間】** 令和3年5月20日(木)～令和3年5月31日(月)

**【申請受付期間】** 令和3年6月1日(火)～令和3年7月16日(金)

- ※申請は下記提出先に郵送または持参してください。郵送の場合は、当日消印有効です。
- ※提出された申請書に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがありますので、提出書類に不備等が無いようご注意ください。
- ※本協力金の申請は、1店舗につき1回限りです。

## 【問い合わせ先】

新居浜市役所緊急経済対策室 TEL：(0897) 66-7179

電話受付時間：午前9時から午後5時（土日祝日を除く）

## 【提出先】

<郵送申請>

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5-1

新居浜市役所緊急経済対策室 営業時間短縮等協力金担当宛

<窓口申請>

市役所1階特設会場（新居浜市一宮町一丁目5-1 正面玄関入って右側）

※午前9時から午後5時（土日祝日を除く）

（窓口の混雑状況等によっては場所の変更もありますので、ご了承下さい。）

新居浜市 緊急経済対策室

## ◇【重要】申請の前に ～必ずお読みください～

令和3年5月20日現在、愛媛県からの営業時間の短縮要請期間は5月31日（月）までとされていますが、協力金の申請受付は、第一弾（4月26日（月）から5月19日（水）までの24日間）と第二弾（5月20日（木）から5月31日（月）までの12日間）の2回に分かれて行います。

本申請要領は、第二弾の協力金の申請手続きですので、ご注意ください。

第一弾と第二弾の書類提出を1度にまとめて行うことを希望される場合は、「申請要領（第一弾＋第二弾）」をご覧ください。

## ◇給付対象店舗

個人又は法律の規定で法人格を認められているもの（事業者）が経営している新居浜市内の店舗で、次の全てに該当するもの。

- ① 令和3年5月20日から5月31日までの全ての期間が含まれている食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の飲食店営業許可を受けている店舗。
- ② 通常営業時20時30分以降から翌日11時までの間に酒類の提供を行っている店舗。
- ③ 屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。
- ④ 令和3年5月20日から5月31日の全てで営業時間短縮または休業を実施している店舗。

### 【対象外店舗】

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から第10項に定める営業に係る店舗。
- ② 新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と関係がある事業に係る店舗。
- ③ その他の公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業に係る店舗。
- ④ その他協力金の趣旨又は目的に照らして適当でないと市長が判断する事業に係る店舗。

## ◇中小企業等、大企業の定義

### 「中小企業等」とは

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（以下の表のとおり）及びこれに類する法人（みなし大企業※は除きます）

業種	中小企業者 ※資本金、従業員数の一方が下記の場合	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④を除く)	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下
③ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下

※次のいずれかに該当する中小企業者は、「みなし大企業」として中小企業者から除外します（「大企業」として取り扱います。）。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

※常時使用する従業員には、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者を含みます。役員は除きます。

※「中小企業等」には**個人事業主も含みます。**

### 「大企業」とは

「中小企業等」以外の法人

## ◇協力金の概要

令和3年3月末以降愛媛県内の新型コロナウイルス感染症の陽性者が急増したことを踏まえ、愛媛県は4月22日（木）に新居浜市内の酒類を提供する飲食店に対し4月26日（月）から5月19日（水）まで営業時間の短縮を要請しましたが、5月10日（月）に要請期間を5月31日（月）まで延長しました。

そのため、要請期間中に営業時間短縮または休業に協力した飲食店等に対し、協力金を給付します。

※営業時間短縮（時短）とは

20時30分以降から翌日11時までの間に酒類の提供を伴う営業をしている店舗について、5時から21時までの間の営業とし、酒類の提供は11時から20時30分までに短縮することです。

## ◇営業時間短縮要請期間

5月20日（木曜日）午前0時から5月31日（月曜日）24時まで。

営業時間は5時から21時まで。酒類の提供は11時から20時30分まで。

## ◇協力金の額

要請期間中、全ての営業日及び定休日で営業時間短縮又は休業を実施した場合、1店舗あたりの協力金の額は以下の金額となります。（協力金計算表をご活用ください。）

※要請期間（5月20日～5月31日までの12日間）の全てで営業時間短縮又は休業を行った店舗のみが給付対象となります。営業時間短縮を開始した日以後に中断した場合は、協力金の対象にはなりません。

※売上高の計算の際は、飲食以外の売上（物販代金など）や店舗内での飲食以外の売上（テイクアウト、ホテルの宿泊代、など）は含めず税抜きで計算して下さい。

（1）売上高方式（中小企業等の場合）

1日当たりの売上高※	協力金（第二弾）給付総額
8万3,333円以下の店舗	2万5千円/日 × 12日 = <u>30万円</u>
8万3,333円超から 25万円以下の店舗	1日当たりの売上高 × 0.3 × 12日 = 2万5千円/日～7万5千円/日 × 12日 = <u>30万円 から 90万円</u>
25万円超の店舗	7万5千円/日 × 12日 = <u>90万円</u>

※1日当たりの売上高は、次のいずれかの計算方法により算出します。

（2020年または2019年の各飲食売上高については、どちらか高いほうを採用）

①月単位方式（特定月方式も同じ）

2020年または2019年の5月の飲食業売上高（税抜）

31（5月の月の日数）

②時短要請期間方式

$$\frac{2020 \text{年または} 2019 \text{年の} 5 \text{月} 20 \text{日から} 5 \text{月} 31 \text{日の飲食業売上高（税抜）の合計}}{12 \text{（時短要請期間の日数）}}$$

③年度平均方式（上記①または②の方式で計算できない場合）

$$\frac{2020 \text{年度または} 2019 \text{年度の飲食業売上高（税抜）}}{365 \text{（} 2020 \text{年度の日数）または} 366 \text{（} 2019 \text{年度の日数）}}$$

(2) 売上高減少額方式（大企業の場合）※中小企業等もこちらを選択可能です。

協力金（第一弾）給付総額
$1 \text{日当たりの売上高減少額} \times 0.4 \times 12 \text{日}$
ただし、 <u>下線部</u> の上限額は以下のいずれか低い金額となります。
$20 \text{万円または} 2020 \text{年度もしくは} 2019 \text{年度の} 1 \text{日当たりの売上高} \times 0.3$

※1日当たりの売上減少額は、以下のいずれかの計算方法で算出します。  
（各方式の2020年または2019年の売上高については、どちらか高いほうを採用）

①月単位方式（特定月方式も同じ）

$$\frac{2020 \text{年または} 2019 \text{年の} 5 \text{月の飲食業売上高（税抜）}}{31 \text{（} 5 \text{月の月の日数）}}$$
  
$$\frac{\text{――} \quad \quad \quad 2021 \text{年} 5 \text{月の飲食業売上高（税抜）}}{31 \text{（} 5 \text{月の月の日数）}}$$

②時短要請期間方式

$$\frac{2020 \text{年または} 2019 \text{年の} 5 \text{月} 20 \text{日から} 5 \text{月} 31 \text{日の飲食業売上高（税抜）の合計}}{12 \text{（時短要請期間の日数）}}$$
  
$$\frac{\text{――} \quad \quad \quad 2021 \text{年} 5 \text{月} 20 \text{日から} 5 \text{月} 31 \text{日の飲食業売上高（税抜）の合計}}{12 \text{（時短要請期間の日数）}}$$

(3) 新規開店等前年度までの売上高がない場合は、個別にお問い合わせ下さい。

## ◇申請手続き

### 申請方法

郵送または窓口へ持参

### 提出先

< 郵送申請 >

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目 5-1

新居浜市役所緊急経済対策室 営業時間短縮等協力金担当宛

※郵送の場合は、封筒に「営業時間短縮等協力金申請書 在中」と記載してください。

< 窓口申請 >

市役所 1 階特設会場（新居浜市一宮町一丁目 5-1 正面玄関入って右側）

※午前9時から午後5時（土日祝日を除く）

（窓口の混雑状況等によっては場所の変更もありますので、ご了承下さい。）

### 申請受付期間

令和3年6月1日（火）～令和3年7月16日（金）

※郵送の場合は、当日消印有効です。

### 申請書類等

別表（8、9ページ）に示す書類全てを添付して提出してください。なお、提出書類はA4サイズに統一してください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書は**店舗ごと**に作成してください。複数店舗まとめた申請はできません。

※申請書類の返却や受付窓口での申請書のコピーをお渡しすることはいたしませんので、各自で全ての書類のコピーを取り、申請者控えとして保管してください。

### 審査

市による審査の結果、協力金を給付する旨を決定したときは、後日、給付決定通知を発送のうえ、指定口座へ入金します。

※書類に不備等があった場合、訂正や再提出を求めることがあります。

## その他

### <検査等>

市長が必要と認める場合には、帳簿、書類についての検査や事務所、事業場等への立ち入り等を行うことがあります。また、申請内容の確認のため、必要に応じて警察本部等に照会をかけることがあります。

### <個人情報の取り扱い>

申請書類に記載された情報は、協力金及び県・市町連携えひめ版応援金（追って事業概要は公表します）の審査・支給に関する事務のほか、行政機関（税務当局、警察署、保健所等）の求めに応じて提供することがあります。同意事項及び誓約事項を除き、他の目的には使用しません。

### <書類の管理>

申請に係る証拠書類を整備し、給付年度の翌年から起算して5年間保管して下さい。

### <取消し及び返還>

偽りその他不正の行為により協力金の給付を受けたことが発覚した場合等は、協力金の給付決定を取り消し、協力金を返還していただきます。

**営業時間短縮を守っていないにもかかわらず協力金の給付申請をするなど、対象要件を満たしていないにもかかわらず偽って協力金の給付を受けようとする、又は給付を受けたなど不正等が判明した場合は、協力金の返還に加え、加算金（年率10.95%）をお支払いいただくなど、厳正に対処いたします。**

## ◇問い合わせ先

申請に必要な様式は、新居浜市ホームページからダウンロードできます。

### 【掲載場所】

「新居浜市ホームページ」⇒「トピックス」⇒「新居浜市全域の酒類を提供する飲食店への営業時間の短縮要請について」⇒（新居浜市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金）

### 【新居浜市役所緊急経済対策室】

TEL：(0897) 66-7179

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

## 申請書類について

1	<p><b>新居浜市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金申請書【第1号様式】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 申請書類作成時、枠内に納まるよう記載してください。</li> <li>➢ 申請者の個人印や法人の代表者印は不要です。</li> <li>➢ <b>申請事業者名欄には、ゴム印を使用しないでください。</b></li> <li>➢ 各申請書類に記載する<b>所在地、名称、代表者役職・氏名は全て統一</b>してください。</li> <li>➢ <b>代表者氏名の訂正はできません。</b>※再作成をお願いします。</li> <li>➢ <b>申請は、店舗ごとに作成してください。(注：複数店舗まとめたの申請はできません)</b></li> <li>➢ 店舗名、店舗の所在地は、<b>飲食店営業許可証に記載のもの</b>を記入してください。</li> <li>➢ 振込先の口座名義人は、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。<b>必ず申請者名義の口座</b>を指定してください。(法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります。)</li> </ul>
2	<p><b>誓約書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 内容をよく読んで確認し口にチェックを入れてください。</li> <li>➢ 「署名欄」は、<b>必ず自署</b>をお願いします。</li> </ul>
3	<p><b>【★】飲食店営業許可証（食品衛生法第52条）の写し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 申請の前には、<b>必ず営業許可期間が令和3年5月20日から令和3年5月31日まで全ての期間が含まれているかの確認</b>をお願いします。営業許可期間の開始日が要請期間途中からの日付や許可期間の終了日が要請期間終了前となっている場合は、申請できません。</li> <li>➢ 営業の種類が「飲食店営業」以外の場合は、申請できません。</li> <li>➢ 営業許可証の営業者と協力金の協力金の申請者（店舗の経営者）が異なる場合は、個別にお問い合わせ下さい。</li> </ul>
4	<p><b>【★】店舗名や屋号等が確認できる外景写真</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 外景写真は<b>店舗名や屋号等</b>が分かるものを貼付してください。</li> </ul>
5	<p><b>【★】屋内の常設の飲食スペースを設けていることが確認できる内景写真</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 内景写真は<b>店舗内全体</b>が分かるものを貼付してください。</li> </ul>
6	<p><b>【★】通常営業時間が分かる写真等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>通常営業時間</b>が分かるものを貼付してください。(看板、店内告知、WEBサイト写し等)</li> </ul>
7	<p><b>営業時間短縮の告知が分かる写真等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>営業時間短縮要請期間中、営業時間短縮（営業時間が5時から21時まで、酒類の提供が11時から20時30分までになっているもの）や休業を告知したことが分かるもの</b>を貼付してください。(WEBサイト写し、チラシ等。市が提供していた掲示例の写真でも可です。)</li> </ul>
8	<p><b>【★】営業活動を行っていることが分かる書類（次のいずれか一つ）</b></p> <p>①直近の確定申告書の写し ※税務署の受付印等証明付きのもの    ※法人の場合は、法人税申告書別表第一（各事業年度の所得に係る申告書）の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 確定申告書は、税務署に提出した直近の確定申告書を提出してください。なお、<b>税務署の受付印、受付日時の印字、税理士等の証明印のいずれかがあるもの</b>を提出してください。</li> <li>➢ 電子申告（e-Tax）で提出した場合は、<b>提出した確定申告書の写しと受信通知の写し（電子申告申請書等完了報告書）の2点</b>を提出してください。</li> </ul> <p>➢ 新規開業にて決算期未到来で確定申告書の作成が無い場合は、法人の場合は法人設立届の写し、個人の場合は開業届の写しを提出してください。(いずれも税務署に提出し受付印が押されたもの)</p> <p>②直近2ヶ月間の経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 収入と支出の両方が整理された経理帳簿を提出してください。</li> </ul> <p>③ <b>（①も②も提出が困難な場合）直近2ヶ月間の光熱水費の検針票などの写し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 店舗の電気代や水道代、ガス代の検針票を提出してください。</li> </ul>



9	<p>【★】酒類の提供を行っていることが分かる書類等（次のいずれか一つ）</p> <p>①申請時点で使用しているメニュー表の写し ※写真も可      ➢酒類の提供を行っていることが明瞭に分かるよう、その部分も含めて全体を撮影又はコピーの上、提出してください。</p> <p>②申請日から直近2ヶ月以内の仕入伝票の写し ※各月の特定の日のもので可      ➢酒類を継続的に仕入れていることが分かるよう、該当部分をコピーの上提出してください。</p>
10	<p>【★】本人確認書類（次のいずれか一つ）</p> <p>①運転免許証 ②健康保険証 ③パスポート等の写し</p> <p>➢必ず申請者のものを提出してください。法人の場合は代表者のものを提出してください。      ➢マイナンバーカードを添付する場合は、個人番号部分は黒塗した上で提出してください。      ➢住所が記載されたものは、申請者住所と一致していることを確認してください。      ➢各証明書の有効期限を必ず確認してください。</p>
11	<p>【★】協力金の振込先の通帳（見開き1、2ページ目の両方）の写し</p> <p>➢口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類（普通/当座）及び口座番号が全て記載された写しを提出してください。</p>
12	<p>1日当たりの売上高が確認できる書類の写し</p> <p>売上高方式で計算する者は、<u>1日当たりの売上高が8万3,333円以下</u>の場合は<u>以下の全てが省略できます。</u></p> <p>➢協力金算出に用いた金額が確認できる経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）の写し</p> <p>（月単位方式を選択した場合）</p> <p>➢協力金計算表（月単位方式）      ➢確定申告書の控え</p> <p>（時短要請期間方式を選択した場合）</p> <p>➢協力金計算表（時短要請期間方式）</p> <p>（年度平均方式を選択した場合）</p> <p>➢協力金計算表（年度平均方式）      確定申告書の控え</p>

※これらの書類は、A4サイズに統一してください。また、各自で全ての書類のコピーを取り、申請者控えとして保管してください。

※第一弾の申請後1か月以内に、第二弾の申請を行う場合は、【★】の添付資料については、第一弾の申請から変更がない場合は省略が可能です。

第一弾の申請から変更が生じている場合は省略不可です。

## ◇協力金・要件チェックシート

各項目を確認し、当てはまる場合は、してください。

### チェック1

- ①  飲食店営業許可（食品衛生法第52条）を受けている。
- ②  <通常営業時>  
酒類を夜8時半から翌日11時までの間に提供していた。
- ③  性風俗関連特殊営業を行う店舗ではない。
- ④  暴力団や暴力団員と関係がある店舗ではない。
- ⑤  店舗の屋内に常設の飲食スペースがある。
- ⑥  <5月20日から5月31日まで>  
全ての期間で、営業時間短縮または休業を実施した。
- ⑦  <5月20日から5月31日まで>  
全ての期間で、営業時間は、朝5時から夜9時までとし、  
酒類の提供は、朝11時から夜20時半までとした（休業を含む）。

上記の①～⑦の項目について、

チェックが、全部（7個）の方 

次ページの「チェック2」  
へ進んでください。

チェックが、1～6個の方 

協力金の対象ではありません。

## チェック2

提出時は書類を①～⑫の順番に並べてください。

- ①  申請書
- ②  誓約書
- ★③  飲食店営業許可証（食品衛生法第52条）の写し
- ★④  店舗名や屋号等が確認できる外景写真
- ★⑤  屋内の常設の飲食スペースを設けていることが確認できる内景写真
- ★⑥  通常営業時間が分かる写真等
- ⑦  **営業時間短縮の告知が分かる写真等**
- ★⑧  営業活動を行っていることが分かる書類（いずれか1つ）
  - ・直近の確定申告書の写し
  - ・直近2か月間の経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）の写し
  - ・上記が困難な場合は、光熱水費の検針票などの写し
- ★⑨  酒類の提供を行っていることが分かる書類等（いずれか1つ）
  - ・申請時点で使用しているメニュー表の写し
  - ・直近2か月以内の仕入れ伝票の写し
- ★⑩  本人確認書類（いずれか1つ） ※法人の場合は代表者のもの  
運転免許証、健康保険証、パスポート等の写し
- ★⑪  協力金の振込先の通帳（見開き1・2ページ目の両方）の写し

<売上高方式により1日当たりの協力金が2万5千円を超える場合や売上高減少額方式により1日当たりの売上高を計算する場合>

- ⑫  1日当たりの売上高が確認できる書類の写し

上記の①～⑪、⑫の項目について、

(1) 売上高方式により1日当たりの協力金が2万5千円となる場合

👉 ①～⑪の書類をそろえれば申請できます。

(2) 売上高方式により1日当たりの協力金が2万5千円を超える場合や

売上高減少額方式により1日当たりの協力金を計算する場合

👉 ①～⑪と⑫の書類をそろえれば申請できます。

💡第一弾の申請後、1か月以内に第二弾を申請する場合、★印（③～⑥、⑧～⑪）は省略可。ただし、第一弾の申請から変更がある場合は提出してください。